

聖籠町訓令第三号

聖籠町訓令の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町訓令の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する訓令

(目的)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に効力を有する聖籠町の訓令(以下「既存の訓令」という。)を左横書きに改めるとともに、用字、用語等の表記の整理、統一その他の整備について必要な特別措置を定めることを目的とする。

(左横書きの措置)

第二条 既存の訓令は、左横書きに改める。この場合において、左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置については、次条から第七条までに定めるところによる。

(数字等)

第三条 既存の訓令中の漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。

- 一 固有名詞にかかわるもの
- 二 数量的な意味の薄いもの
- 2 前項にかかわらず、数値を表す単位として必要な場合は、「億」及び「万」を用いることができる。
- 3 既存の訓令中の号の番号は、アラビア数字を丸括弧で囲んだものに改め、号の細分は、五十音順による片仮名に改める。

(字句)

第四条 既存の訓令中、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句に改める。

左の	次の
左記の	次の
左に	次に
右に	上記に
上欄	左欄
下欄	右欄

(表及び様式)

第五条 既存の訓令中、表及び様式の右上端は、左横書きの左上端となるように位置を改める。ただし、その形式が既に左横書きとなっているものについては、この限りでない。

(用字、用語、送り仮名等)

第六条 既存の訓令中に用いている用字、用語、送り仮名等の表記については、法令における漢字使用等について(平成二十二年十一月三十日付内閣法制局長官決定)による基準に従い統一する。

2 既存の訓令中、よう音及び促音として用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記が大書きとなっているものは、小書きに改める。

(その他の措置)

第七条 第二条から前条までに定めるもののほか、既存の訓令中の字句等で整理、統一その他の整備を必要とするものについては、当該訓令の内容に影響を及ぼさない範囲において措置するものとする。

附 則

この訓令は、平成二十六年六月一日から施行する。